

6月は環境月間

今年も国際連合で定めた

「国際生物多様性年」

10月に、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開催されます。

私たちのまちに残っている自然環境や生きものの住みかを守るため、生物多様性や地球温暖化問題について、身近にできることなどから、一緒に考え進めてみませんか？

問合せ 環境対策課・内線3421



◆生物多様性とは？

私たち人間を含めた動物や植物、虫や細菌などの多くの種類の生きものが、つながり、支えあって、生態系の豊かさやバランスを保っていることを生物多様性といいます。

【生物多様性の3つのレベル】

●生態系の多様性 森林や里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があること

●種の多様性 動植物から細菌などの微生物にいたるまでのいろいろな生き物がいること

●遺伝子の多様性 同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、多様な個性があること

◆生きものを保護し呼び戻そう 私たちは、穀物や魚などの食料や、家を建てる木材、また、医薬品の多くにも、生物

の働きを利用してその恵みを受け生活しています。

近年、人間の急速な開発や活動で、生物多様性が失われる速度が早まり、生きものの生息地が減少し、希少な生きものが絶滅の危機にあります。



身近な例では、都内のスズメの減少が報道されるなど、自然や生きものが減少しているのを感じている方も少なくないでしょう。

◆生物多様性を保全する取組み 私たちが、生態系を保全・再生し、生きものを保護し呼び戻す取組みをしていかなければ、いずれ生活に支障をきたすこととなります。

◆生物多様性を保全する取組み 私たちができる小さな取組みはたくさんあります。（下表）

《私たちができる小さな取組みの一例》

- 家の周りに樹木を植えるときは、もともと地域に生えているものを植える
- 外国から持ち込まれた動植物を育てる場合、最後まで責任を持ち放置しない
- ハイキングやキャンプに出かけた時はゴミを持ち帰る
- 野草をとったり傷つけたりしない
- 野生動物にエサを与えない
- 河原や森林などには、決められた場所以外に車を乗り入れない
- 使い終わった油や食べ残しをそのまま流さない

また、市では市役所庁舎や福祉センターの屋上緑化を図り、辻小学校・鳩ヶ谷中学校に太陽光パネルの設置や街路灯を一部LED化するなどの温暖化防止対策を進めています。本年度は、湧水の里（現在の桜町湧水公園周辺）保全整備計画に取組み、自然環境の保全に努めます。

あなたの意見を環境施策・活動に活かしてみませんか

第3回環境市民会議メンバーを募集

内容 7月～11月に、7回程度集まり、「市民生活における環境問題～地域で取組む地球温暖化対策～」を主題として、皆さんの意見や考えを交換し報告書としてまとめ、今後の活動につなげたり、市へ提案します。（会議の初回は平日の昼間、2回目以降は、参加者で日程調整を行います）

応募資格 ボランティアでご参加いただける18歳以上の市内在住・在勤・在学者6人程度（会議のメンバー

- は、市からの推薦者を含め10人程度）
- 応募方法 6月21日（月）までに、市役所2階環境対策課に応募用紙を持参もしくは、郵送、FAX、電子メールで。（選考結果は6月30日（水）までに応募者全員に通知します）
- 応募用紙は、環境対策課窓口、市ホームページから取得できます。
- 申込み・問合せ 環境対策課・内線3421

【会議メンバーの意見を基に、講習会等を行っています。】

第1回および第2回環境市民会議で、それぞれ計7回の会議を開催し、「緑でつなぐ街づくり」として、緑化に関する提案や活動の案を報告書として市に提出しました。湧水の里（現在の桜町湧水公園周辺）の保全整備計画は、提案した案件が具現化されたものです。また現在、提案された内容を実現するために、会議メンバーと市が協働しながら講習会等の活動を進めています。

※報告書は、環境対策課窓口で配付しています。また、市ホームページでもご覧いただけます。



川口市との合併へのうごき ④

～合併することで新たに利用できるようになる市民サービス等について～

現在までに、7回の協議会が開催されておりますが、協議会で提案された各種事務事業の中で、主な項目として取り上げられた市民サービス等のうち、川口市と合併することで鳩ヶ谷市民が新たに利用できるようになるもの（鳩ヶ谷市にはない制度等）の一部をご紹介します。

《市民生活に関するもの》

市民相談事業
現在9種類の相談事業が弁護士による女性法律相談や公証人による公正証書・遺言相談、社会保険労務士による労務年金相談など16種類に拡大されます。
町会相談員制度
各町会に、市職員の町会相談員を置き、住民の要望を把握し市の施策に反映させるとともに市政に関する事項を住民に連絡し、地域のコミュニティづくりを推進する制度です。
マンションコミュニティ支援事業
マンション相談会の実施やマンションコミュニティ集会の開催、また、管理組合と住民の交流や情報交換等を行うマンションコミュニティ連絡協議会があります。
住宅改修資金助成制度
市民が市内施工業者により、個人住宅の改修工事を行った場合、工事費の5%（上限10万円）を助成します。
住宅耐震診断・改修費補助金交付事業
対象となる建築物が、鳩ヶ谷市では一戸建てのみに対し、川口市では分譲マンションや木造長屋、木造共同住宅も対象となります。

《その他》

文化振興助成事業
市民の自主的な文化活動を支援するため、文化芸術活動の成果発表事業に対して20万円を限度に、また、刊行物の発行事業に10万円を限度に助成を行う制度です。
芸術賞賜事業
長年にわたり市の文化振興に貢献した功績者の顕彰および将来を嘱望される芸術家を表彰する制度です。

《産業振興に関するもの》

中小企業資金融資事業
鳩ヶ谷市には融資制度が2種類のみですが、川口市には中小企業技術高度化設備資金融資や中小企業経営環境リフレッシュ支援資金融資、新製品等開発振興資金融資など14種類の制度があります。
中小企業融資利子助成金
小規模事業者資金、中小企業設備資金、中小企業経営環境リフレッシュ資金を利用する事業者に対し、利子の助成を行います。
勤労者定期健康診断料補助事業
勤労者の定期健康診断を実施した事業者に対し、受診料金の一部（1年度1人1回1,800円を上限）を補助する制度です。

《福祉に関するもの》

福祉資金貸付事業
臨時的な出費によって生活が脅かされる世帯に対し1世帯25万円を限度に貸付を行う制度です。
後期高齢者歯科ドック検診助成事業
後期高齢者医療の被保険者を対象に歯科ドックの助成を行う制度（本人負担額1,050円、市助成額9,450円）です。
特定疾患医療費等補助金
○難病疾患療養費補助金 県の要綱に定められている指定疾患医療費受給証を所持する方に月額3,000円を支給する制度です。
○小児慢性特定疾患手術見舞金 小児慢性特定疾患の手術を受けた患者の保護者に対し、慢性心疾患の場合10万円、他の小児慢性特定疾患の場合3万円を支給する制度です。

心の合併促進事業

鳩ヶ谷市と川口市の両市民が合併への認識を深めるため、相互交流する事業に対して、活動費用の一部を補助する制度です。

対象事業 合併への認識を深める効果があるもの

補助額 1団体あたり、補助対象経費のうち10万円を上限

※事業を行う団体は随時募集しています。ぜひ、ご活用ください。

問合せ 合併推進室

進室・内線2321、2322、2323

※上記以外にも、川口市民となることでサービスが向上する事業等があります。

- 川口駅前のパスポートセンターが利用できるようになります。
- 川口市立医療センターの利用に関して、川口市民より20%高い病室差額使用料や、5,000円高い助産料の差額が解消されます。
- 図書館の広域利用に関して、さいたま市・越谷市・足立区・北区の利用もできるようになります。

問合せ ●合併推進室・内線2321、2322
●川口市・鳩ヶ谷市任意合併協議会事務局
☎048-227-7515 FAX048-224-3866

